

介護職員等の処遇改善について

介護職員処遇改善加算

(1) 対象職員

介護職員（正職員、嘱託職員、パート職員）

(2) 処遇改善の内容

- ①定期昇給（毎年度実施）
- ②臨時職員から正規職員への転換（平成27年度より）
- ③働きながら介護福祉士等資格取得への職員への負担軽減
- ④介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のためのリフト等の介護機器の導入
- ⑤障がい者を有する方での働きやすい職場環境の構築及び勤務シフトの配慮と継続的な雇用
- ⑥一時金支給

介護職員等特定処遇改善加算

(1) 対象職員

- ①経験・技能ある介護職員（前職を含めて10年以上の介護職員の経験、及び介護主任・ユニットリーダー）
- ②その他の介護職員
- ③その他の職員（看護職員・栄養士・施設介護支援専門員、生活相談員、事務員・管理員）

(2) 処遇改善の内容

- ①職務手当の支給（令和2年度から）
- ②介護職員（正職員のみ）は、取得している資格に応じて、職務手当に加算支給
(令和2年度から)
- ③役職手当に介護主任への支給を追加（令和2年度から）